

消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託
企画提案（プロポーザル）募集要項

1 委託業務名

消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託

2 委託業務の内容

別紙1「消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託企画提案仕様書」記載のとおり。

3 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1団体を決定し、業務を委託する。

4 応募資格要件

法人格を有する団体で、次の全ての要件を満たす場合に応募できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品・委託入札参加資格を有する者であり、募集開始の日から審査完了の日までの間に入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (3) 募集開始の日から契約の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (4) 選定審査委員会の委員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 質問の受付・回答

本件に関する質問は、別添の質問票により電子メールにて受け付ける。なお、送付後必ず電話で到着確認を行うこと。

説明会は開催しない。また、応募の状況、委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期限：令和7年8月29日（金）午後5時 必着

(2) 連絡先：千葉県環境生活部くらし安全推進課 消費者安全推進室

メール：[syohisya@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:syouhisya@mz.pref.chiba.lg.jp)

電話：043-223-2293

(3) 件名は「【問合せ】消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託に関して」とすること。

(4) 質問及び回答については、軽微なものを除き、県ホームページで公表する。

6 応募方法

(1) 応募申出書の提出

本業務に応募する意向のある団体は、応募申出書（様式第1号）を電子メールで令和7年9月4日（木）午後5時までに提出すること。

なお、提出後、電話で到着確認を行うこと。

○ 提出先：千葉県環境生活部くらし安全推進課消費者安全推進室

メール：syouhisya@mz.pref.chiba.lg.jp

電話：043-223-2293

※ 応募申出書には社印・代表者印等は不要。

※ 応募申出書を提出した場合でも、応募の辞退は可能とする。

※ 応募申出書を提出しない場合、本事業への応募はできない。

(2) 応募書類

様式はA4判とし、以下①～③に定めた書類を提出すること。

なお、提出部数は6部（正本1部、副本5部（コピー可））とする。

※ 応募書類の正本は、正本であることを明記すること

①企画提案書（様式第2号）

（正本には社印及び代表者印を押印すること）

②企画提案概要説明書（様式3号）

（企画内容を記載すること。また、工夫した点やPRしたいことがわかるようにすること。）

③業務スケジュール（様式4号）

（令和7年12月1日を契約日と仮定した場合の本業務の実施スケジュールを作成すること）

④経費見積書（様式第5号）

⑤会社（団体）概要（様式第6号）

（概要が分かるパンフレット等も添付すること）

記載する内容は、千葉県及び千葉県に関する団体からの受注に限定されない。

⑥業務実施体制（様式第7号）

⑦誓約書（様式第8号）

※なお、必要な場合、上記以外の資料の提出を求めることがある。

(3) 応募書類の提出先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部くらし安全推進課 消費者安全推進室

電話：043-223-2293

(4) 応募書類の提出期限

令和7年9月10日（水）午後5時必着

(5) 応募書類等の提出方法

- ①持参の際は、上記締め切り日までの期間内（土、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までに提出すること。
- ②郵送する場合は、事前連絡を行い、送付・受取を明確にすること。また、提出期限日の午後5時までに必着するよう提出すること。

7 選考方法

(1) 提出された応募書類及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、別紙選定基準に基づき、委員会で審査を行い、その中で最も優れた提案をした団体を委託先候補に選定する。

なお、委員会については非公開とする。

(2) 令和7年9月～令和7年10月に委員会を開催し、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する予定。詳細については、企画提案者に別途通知する。

(3) 応募資格を有する企画提案者の数が5件を超えたときは、あらかじめ事務局（くらし安全推進課）が書面による1次審査を実施し、(2)の委員会に参加する5件を選定する場合がある。

その際、事務局は企画提案書等を別紙 内容選定基準により総合的に評価する。

なお、提案が1件の場合、審査の結果において評価得点の合計が満点の6割以上である場合に選定する。

(4) 選定結果は、委員会実施後、全応募団体へ通知する。なお、選定結果内容の照会等には回答しない。

8 提案無効に関する事項

次の記載事項に一つでも該当するときは、その団体の提案は無効とする。

- (1) 応募資格のない団体等が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び場所へ応募申出書及び応募書類の提出がされないとき。
- (3) 応募において、2以上の提案を行ったとき。
- (4) 応募において、自己の他、他人の代理人を兼ねて提案を行ったとき。
- (5) 応募書類に不備があり、所定の期限までに揃わないとき。
- (6) 応募書類において、定めた事項が確認できない資料があったとき。
- (7) 見積書記載の金額が9(3)委託料の上限額を上回るとき。
- (8) 応募に対して談合等の不正行為があったとき。
- (9) 委員会を欠席したとき。
- (10) その他、審査を行うに当たって不適当と判断したとき。

9 委託契約

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行う。

- (1) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、県が業務を継続することが適当でないときとは契約を解除することがある。

(2) 契約に当たっての留意事項

①契約に当たり、協議の上、企画案の一部を変更する場合がある。

②契約に当たっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納めること。

なお、契約保証金は免除される場合がある。

③業務の全部を第三者に再委託することはできない。

また、業務の一部の再委託については、委託者の承諾を得ずに第三者に再委託することは行ってはならない。

(3) 委託料の支払い

①委託料の上限は、2,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。

②委託料には、本業務に係るすべての経費（事業終了後の完了報告書含む）を含む。

③委託料の支払は、全ての業務の履行後を原則とする。

10 注意事項

(1) 審査委員会における選定は、受託候補者として内定したものであり、委託契約の締結をもって正式決定となる。

(2) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。

(3) 提出された書類等は返却しない。

(4) 提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う場合がある。

(5) 提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき開示する場合がある。

(6) 提出された書類等は必要に応じて複写することがある。

(7) 企画提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。

(8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(9) 本業務に係る映像撮影及び図版等の使用に当たっては、その使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得ること。

(10) 本契約により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属し、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

別表

「消費者被害防止のための web 広告事業等業務委託企画提案仕様書」 企画提案 (プロポーザル) 募集要項委託先募集に係る選定基準

1 選考の手順

形式選定基準を満たした応募のうち、内容選定基準により総合的に評価し、委託候補を選考する。

2 選定基準

(1) 形式選定基準

- ①応募申出書を提出しているか。
- ②応募資格を満たしているか。
- ③応募書類が適切に提出されているか。

(2) 内容選定基準

①業務遂行能力

- ・委託業務を円滑に実施するための経験と体制を有しており、業務スケジュールが明確で実現可能であるか。

②経費の妥当性

- ・見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。

③企画提案

・全体

消費者ホットライン（188）の周知を目的とするバナー広告の作成という、本事業の趣旨を十分に理解した上で提案されているか。

・訴求力

クリエイティブのデザインやキャッチコピーは、ターゲットや狙いを踏まえた、広告閲覧者が実際にクリックしたいと感じるものか。

・独自提案

本業務の実施にあたり、提案者が必要又は効果的と考える独自提案がなされているか。

・結果報告

広告掲載後に提出する報告書について、日別、時間割、曜日別等の状況把握が可能である等、実績を的確に分析できる内容のものか。